

# 簡易営業の 許可申請について



沖縄県八重山福祉保健所 生活環境班

TEL 0980-82-3243(直通)

0980-82-3240(代表)

# 出店には許可が必要です！

## 1. 簡易営業とは

簡易営業とは、組立式パネル、テント、屋台等の簡易な構造物を道路、公園、デパートの建物内、屋上等に設置して飲食物の提供を行う営業施設のこと。

## 2. 業種及び取り扱える品目

業 種	取り扱える食品	手数料
飲食店営業	調理方法が容易で、 <u>販売直前に十分に加熱された食品</u> （菓子を除く。）及び飲物類（アルコール類を含む）。  <b>※たこ焼き、焼き鳥、焼きそば、アメリカンドック、煮物、汁物、ビール(酒類)の小分け等</b>	16,000 円
喫茶店営業	削氷、アイスクリーム類（小分け販売する物に限る。）及び飲物類（アルコール類は含まない）。  <b>※かき氷、アイスクリーム小分け、ジュース小分け等</b>	9,600 円
菓子製造業	調理方法が容易で、 <u>販売直前に十分に加熱された菓子</u> に限る。  <b>※たい焼き、大判焼き等</b>	14,000 円
アイスクリーム類製造業	殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム。	14,000 円
乳類販売業	ふたのある容器入り直接飲用に供される牛乳、山羊乳及び乳飲料。	9,600 円
食肉販売業	包装冷凍食肉。	9,600 円
魚介類販売業	包装冷凍魚介類。	9,600 円
氷雪販売業	衛生的に密閉包装された氷雪。	14,000 円

**(注意) 品目ごとに営業許可をとる必要があります。**

(例) たこ焼きは飲食店営業の許可、かき氷は喫茶店営業の許可、たい焼きは菓子製造業の許可が必要になります。

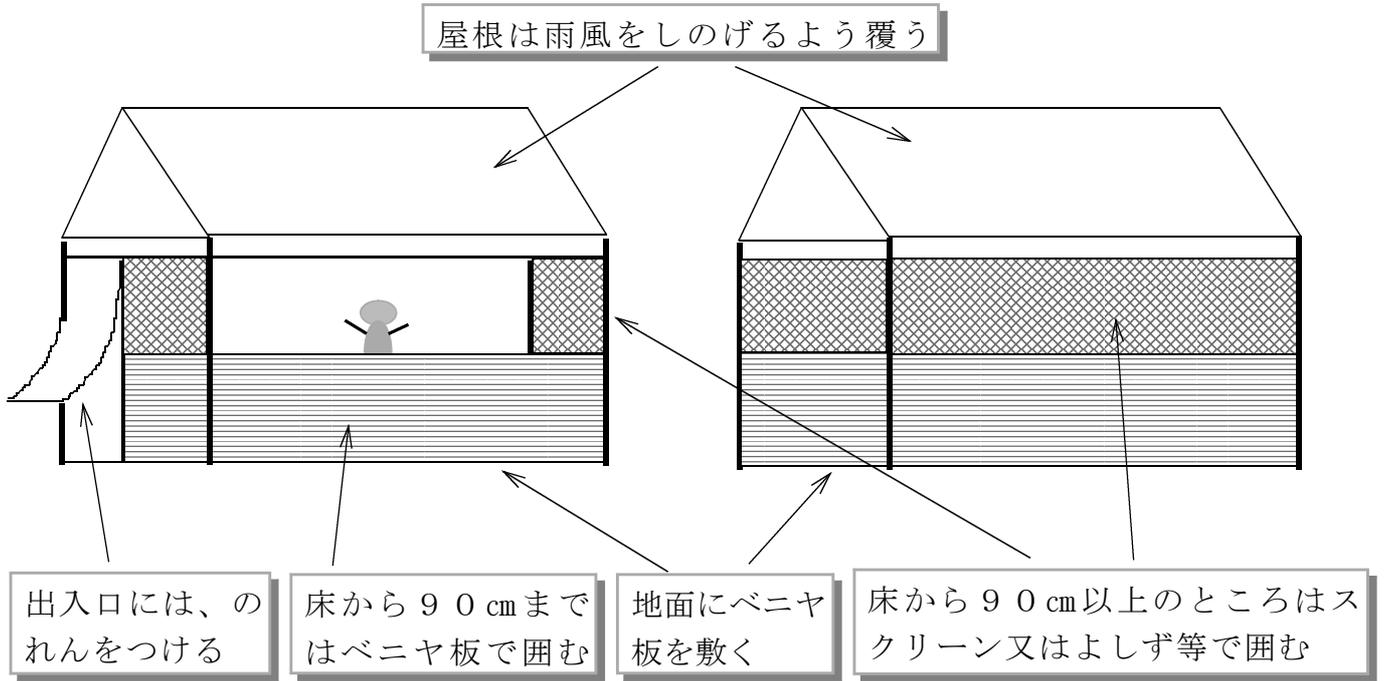
## 3. 許可申請に必要な書類等

- ・営業許可申請書
- ・施設の平面図
- ・手数料（沖縄県収入証紙）
- ・法人の場合は登記簿謄本等を提示すること。

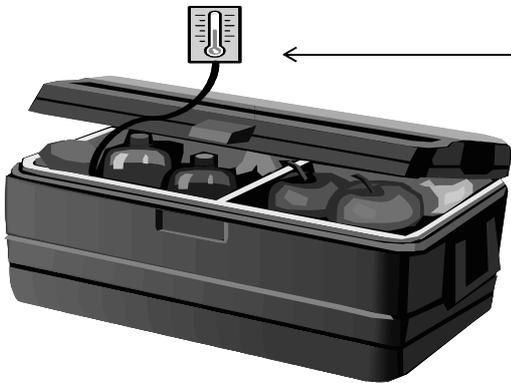
#### 4. 大まかな設備基準

(正面)

(背面)



#### 《施設内に必要なもの》

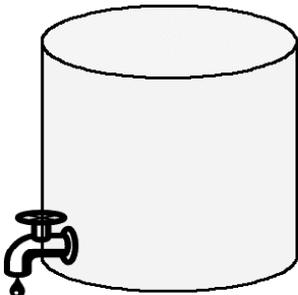


● 隔測温度計

(設備の外部で、設備内温度を計測できるもの)

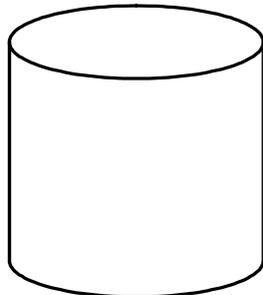
● 冷蔵設備

(食品を10℃以下で保存できる密閉の設備)



● 貯水容器 (流水式)

(いずれも総量100リットル以上)

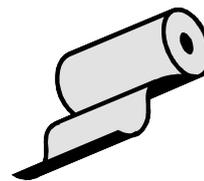


● 汚水容器

● シンク2槽 (器具用・手洗い用)



石けん



● ペーパータオル

● 器具洗浄用の洗剤・・・等



● 手洗い用

## 5. 運営管理についての注意点

(各業種共通事項)

- ・加熱調理、小分けなどは簡易施設内で行ってください。簡易施設外での調理行為は違反になります！
- ・原則として容器は使い捨てを使用して下さい。
- ・前日からの作り置きは行わないでください。
- ・営業は八重山保健所管内のみとなります。
- ・月毎に出店予定場所を保健所に届け出して下さい。(別紙「出店予定届」参照)

(飲食店営業)

- ・仕込み・下処理は屋内の衛生的な施設で行ってください。現場では加熱行為しか行えません。
- ・調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱 (食品の中心を75℃で1分間以上) された食品しか取り扱えません。

(喫茶店営業)

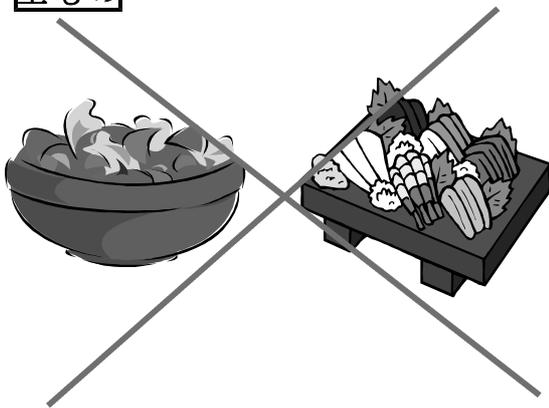
- ・削氷機は「密閉式かつ自動式」のものに限ります。

(菓子製造業)

- ・仕込み・下処理は屋内の衛生的な施設で行ってください。現場では加熱行為しか行えません。
- ・調理方法が容易で、販売直前に十分な加熱 (食品の中心を75℃で1分間以上) された菓子しか取り扱えません。

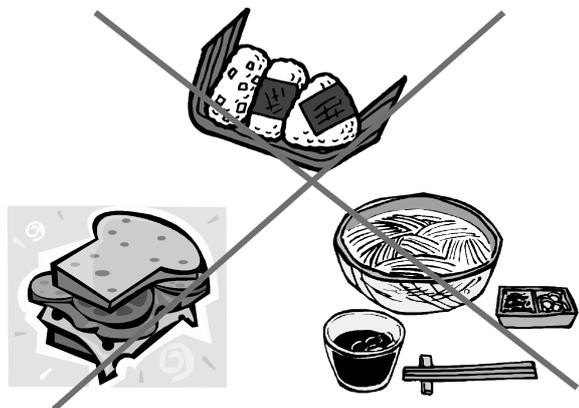
## 《簡易営業において取り扱えない食品》

生もの



生野菜サラダやお刺身、お寿司など

食べる直前に加熱しないもの



おにぎりやサンドイッチ、そうめんなど

# 食品営業許可申請書類の記入例

第5号様式 (第9条関係)

八重山保健所長殿

年 月 日

申請者住所 〒907-0002  
 石垣市真栄里438  
 電話 0980-82-3240  
 氏名 ○○  
 生年月日 ○○年○月○日  
 (法人にあっては、法人の名称、主たる事務所  
 の所在地及び代表者の氏名)

食品営業許可申請書 (新規・継続)

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地 (電話番号)	八重山保健所管内		
営業所の名称等	パラー○○		
営業設備の概要	別紙のとおり		
許可番号及びその年月日	営業の種類	備	考
1	飲食店(簡易営業)		
2	喫茶店(簡易営業)		
3			
4			
5			
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることなく満了の日から換算して2年を経過しないこと。 (2) 食品衛生法第22条から第24条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から換算して2年を経過しないこと。		
	なし		
	なし		

(注意) 法人の場合は登記簿謄本等を提示すること。

## 営業設備の概要

